

暑中お見舞申し上げます

太田昌一郎	遠藤忠宏	岩村讓一	伊藤秀雄	磯崎勝	池田洋次郎	飯沼清夫	新居睦雄	浅見孝	浅井新平
電話(三七五四一〇一〇八一四一二二代二)	電春日部市大沼五二一三二二二一〇一四九	電中野区中央二二一六二〇一四九	電板橋区板橋二二一六三一四二二五八一五代号四	電文京区小石川二二五三一八五八一五	電北足立区王子二二一八一三一一代一	電足立区梅田七二一八〇一一二	電練馬区羽泽一四一四一三一	電中野区上高田四一四一六三一六五	電目黒区中央二二一八七一四五二代六
小場篤	後藤千鶴子	倉田由次	兼山金刀毬	加藤隆之	長田邦稲	小川敏市	岡田一馬	岡崎寿士	大盛廣吉
電話(三五六四三三五七館一ビル)	電話(三八八七一四五九一三五)	電話(三八八七一四五九一三五)	電足立区上石神井二二三二一四	電台東話(三五七〇八二一三二一四)	港区新橋二重洲口一タリ一七二二六一四二七一三四二階七	電台東話(三八七三一七二二六一八代五)	電墨田区立花一三二九一〇六	電中野区本町四一九一五二一五代野一	電足立区六八二柳町二三五七七
瀬藤弘	関口秀男	住田光生	鈴木三男	諏佐市之丞	杉村明	下田友吉	笛生武夫	斎藤力夫	五味薰
電話(三三五〇一新町五比一四四〇七一三)	電話(三五四二七五六一上原一九〇九)	電話(三七五三七二四六一〇九二)	電大田区池上四一七二二四六一〇九二	電新宿話(三七〇〇六二二一一一九二)	電目黒区平町二三一〇二一八二	電台東区根岸一一〇一七三一七七五	電世田谷区下馬三一九九一九五四	電話(三六〇二三四二九一四五二一二)	中央区日本橋三一八一六代
野村富雄	西野清	中地宏	永島徳造	長坂利正	外村初	出塚清治	田中佐門	高橋善一郎	高橋榮吉
電話(三八〇二五五八一八二二階)	電話(三三三七八一九二三一九〇九二)	電話(三五四五〇二三二一七〇九一六〇)	電豊島区目白四〇二三二五一七五	電練馬区中九村北二二一三二一四三一七二	電大田区東矢口三一五二五一六四	千代田区神田和泉町一五二五二六	電世田谷区柳橋一五九〇二四号七	電話(三七七八一九二五七一八一)	電渋谷区代々木三一五六代二
谷田部榮廣	安村長生	八鍬志郎	本島三郎	村田義男	向山清志	松木正輝	真下和男	藤岡大造	藤井豊三
電話(三八〇二一四二一八七)	電話(三八〇二四三七四二七〇七二)	相模原市東林間三一九一七二	電高崎市高松町四六一〇二〇	電目黒区八雲一一二〇一一代九	電並木区松庵二九一六一三〇六	電荒川区西日暮里五二七一四	電東松山市箭弓町二一八一七三四	電木更津市文京二一五七一四	中央区銀座三一九一八代ル八
第一税理士協議会	和田新之助	渡辺俊之	若林恒雄	米山昭一朗	山本日出麿	山本秀夫	山本敏郎	山田辰巳	柳澤義一
役員一同	文京区本郷三一九一五代ル五	電港話(三八二四五八九九一五)	電中央区新富一三一八二一〇一六	電板橋区高島平五〇一〇一四二一六	電並木区本天沼二一七一三二	電港区西新橋二五一五〇一四三	電武藏野市境南町三一三一三	電中央区新富二一九二三一四八	中央区銀座三一九一八代ル八

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名譽会長岡崎寿士氏揮毫

第一税理士協議会

発行所

第一税理士協議会
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(3816)3346
発行人 下田友吉(1部 100円)
編集人 松木正輝(年額 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁～二頁…公益法人等の収益事業と法人税(完)
三頁～四頁…有限会社の最低資本金を満たすために行う出資の払込みに充てる配当の範囲

三、収益事業を営む公益法人等の経理区分

(1) 所得に関する経理

(問) 公益法人等が収益事業を営む場合、その収入、費用などをどのように区分経理すればよいのでしょうか。

(答) 公益法人等で収益事業を営むものは、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業(以下「非収益事業」といいます)から生ずる所得に関する経理とをそれら区分して行わなければならぬこととされています。(法令6)

(2) 固定資産の区分経理

(問) 従来非収益事業の用に供していた固定資産を収益事業の用に供するなどした場合、その区分替えの基礎となるべきか。また、減価償却費はどうか。

(答) この場合、「所得に関する経理」とは、単に収益及び費用に関する経理だけではなく、資産及び負債に関する経理についても、同様にその区分経理を行うことが必要であるとされています。

しかししながら、一の資産が収益事業の用と非収益事業の用とに共用されている場合には、それぞれの専用部分が明らかな場合を除き、その資産の帳簿価額を二つに分けて、それらの事業ごとに区分経理するというようなことは事実上できません。そこで、このような共用資産については、その一部を収益事業に属

(4) 収益事業にのみ使用する借入金等の利子の配賦の特例

(問) 収益事業にのみ使用する借入金の利息について、非収益事業と収益事業とに区分しなければならないのでしょうか。

(答) 収益法人等が収益事業と非収益事業を兼業している場合

については、その区分替えの直前での固定資産の帳簿価額をもつて収益事業の固定資産として付け替えることとされています。また、区分経理に当たっては、固定資産の評価替え(帳簿価額の増減)は認められないとされています。(法人税基本通達15-2-1)

(設例)

この償却限度額の計算について、簡単な計算例を示すと次のようにです。

（設例）

速報

有限会社の最低資本金を満たすために行う出資の払込みに充てる配当の範囲

利益の配当及び出資の払込みの要件（すべての要件を満たす必要がある）
①利益の配当は、出資の口数に応じて行われること。
②非課税制度の対象とされる利益の配当及び出資の払込みの要件（すべての要件を満たす必要がある）
③最低資本金額が300万円未満の場合は、最低資本金額に満たない部分の金額に対する所得税が、非課税とされることが、この非課税とされる部分の配当についての源泉徴収を行われないこと。
④利益の配当による出資の払込みは、有限会社がその金額を直接、出資金払込取扱金融機関（出資金払込口座）に括して払い込む方法により行われること。
⑤利益の配当の支払と出資金払込みが同一の日に行われる場合には、その出資の引受けは、すべての社員（出資者）により、それぞれ付与された出資の引受けをする権利の全部に応じて行われること。

「商法等の一項を改正する法律」（平成2年法律第64号）が平成2年6月29日に公布され、平成3年4月1日から施行されたが、この改正法により、最低資本金額が、有限会社の場合は、300万円となり、最低資本金額が、有限会社の場合では、300万円となつた。このため、既に存在する有限会社が、最低資本金に満たないものが会社として存続する。

〔一〕最低資本金制度の概要

〔二〕非課税制度の概要

〔三〕最低資本金制度と非課税制度の関係

〔四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔五〕最低資本金制度と非課税制度の適用期間

〔六〕最低資本金制度と非課税制度の適用条件

〔七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔二十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔二十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔二十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔二十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔二十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔二十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔二十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔二十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔二十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔二十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔三十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔三十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔三十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔三十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔三十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔三十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔三十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔三十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔三十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔三十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔四十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔四十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔四十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔四十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔四十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔四十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔四十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔四十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔四十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔四十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔五十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔五十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔五十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔五十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔五十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔五十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔五十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔五十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔五十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔五十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔六十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔六十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔六十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔六十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔六十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔六十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔六十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔六十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔六十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔六十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔七十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔七十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔七十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔七十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔七十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔七十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔七十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔七十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔七十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔七十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔八十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔八十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔八十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔八十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔八十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔八十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔八十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔八十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔八十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔八十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔九十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔九十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔九十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔九十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔九十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔九十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔九十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔九十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔九十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔九十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百二十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百二十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百二十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百二十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百二十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百二十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百二十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百二十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百二十八〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百二十九〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百三十〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百三十一〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百三十二〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百三十三〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百三十四〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百三十五〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百三十六〕最低資本金制度と非課税制度の適用範囲

〔一百三十七〕最低資本金制度と非課税制度の適用手順

〔一百三十八〕最低資本

- ★一局複数会制の
早期実現をはかる
- ★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税力

発 行 所

第一税理士協議会
都文京区本郷5-18-3
番号113 公認会計士会館ビル
電話(3816)3346
人 下田吉友(1部 100円)
人 松木正輝(年極 1,000円)
会員の講読料は会費に含む

主要目次

- 一頁 …年頭所感
- 二頁
- 三頁…歴史かわら版、銘語
 録
- 四頁…年賀名刺広告

新年あけましてお芽出度つ
存じます。本年も第一税理士会
協議会に対し一層のご支援を
お願い申し上げます。



新年を迎えて

第一稅理士協議會

下田友吉

困ったことに国の政治の世界は二大政党誕生の急と称して渦巻状の流動化現象を呈して先の見透しは誰にもわかりません。経済の方も銀行と證券会社に対する国民の不信感が纏め、そのため新しい投資をしてリストラを遂行する電力会社ではなく、為替の変動にかられて労働力の安い海外に走るのみで国内経済の空洞化を止めることはできません。すべてはなりゆきませになつていてます。これには一流の経済も政治などに三流に落ちてしまつたのです。政治は経済の与件の中で最も大きなもので

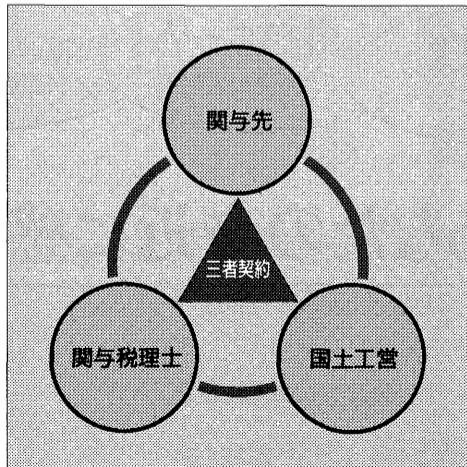
す。勇気ある施策を望んでいません。これから税理士は正しい納税意識により心を碎き、公認会計士は勇気あるディイクロージャーに邁進しなければならないと思います。

本年もどうぞよろしくお頼み申します。



トリニティシステム。 3者が1つのテーブルで。

関与先の将来の相続問題をどう解決するか。
税理士、関与先、そして提携企業の国土工営。
この3者が1つのテーブルに着いたとき、
すべてがはじまります。





TRINITY SYSTEM

地球上に明るさを求めて

税理士21世紀の会

会長代行 味岡 一義

の心壤せはにがにさ向よ業

うようにいかないようですが、国情・立場などがあり、辿る道は異なつて目的は同じであると思います。ご承知のとおり、我々の業界も、その例に洩れず、よりよい税理士会の発展、向上、就中、国民社会に靈感され信頼される業界の確立に、努力なされておりますが、今一步、今だにそのままでに達していないのが現実ではないかと思われてなりません。21世紀までにその土壤を作り上げ、次の世代に心置きなく引き継ぎたいのです。

A black and white portrait of James R. Thompson, an older man with glasses and a suit.

ようにいかないようぢやう。国情・立場などがあり、その道は異なつて目的は同じであると思います。

ご承知のとおり、我々の業界も、その例に洩れず、よりよい税理士会の発展、向上、就中、国民社会に恩惠を及ぼす信頼される業界の確立に、努力なされておりますが、今一步、今だにそのままで達していないのが現実であります。何とかならないかと思われてなりません。21世紀までにその土壌を作り上げ、次の世代に引き継ぎたいとおもっています。

平成七年 新 年 賀

岡崎寿士	大盛廣吉	太田昌一郎	遠藤忠宏	伊藤秀雄	磯崎勝	飯沼清夫	新居睦雄	浅見孝	浅井新平
電話(三三八〇)ロイヤル一五五二五ザ新中代野一	電足立区千住柳町二五七一七	電大田区池上六〇一四一八一二	電春日部市大沼五八二一五二三五二〇二	電板橋区板橋二ア初三穗四二一五代四	電文京区小石川二一五三一四一八五〇一五	電足立区梅田七一八〇一一二	電練馬区上高田四一四一三一六五	電中野区上高田四一四一三一六五	電黒区三七二二八六七一四五二四
五味薰	小場篤	後藤千鶴子	倉田由次	木村久彌	木曾博之	兼山金刀毬	加藤隆之	長田邦稻	小川敏市
電話(三三七一)四三三政吉一六代ル一	中央区日本橋三一八一三三文七館一ビル一篤	電話(三五六四)三三教文五七館一ビル一篤	電足立区梅島一八四九一一五二五	電中央区日本橋人形町一九一三一五七	電中央区築地一英築地三五ビル一〇階四	電練馬区上石神井二一三二一三一四	電台電東話(三六四浅洲口一タリ一四一ビル三一七四二階七	港区新橋二一タリ一六六六九一三四二階七	電台話(三八七三)七二二六一八代五
高橋榮吉	瀬藤弘	関口秀男	住田光生	鈴木三男	諫佐市之丞	杉村明	下田友吉	笹生武夫	斎藤力夫
電話(三三七〇)二四五七六一六二	新宿区内藤五上原一七三一七一三	電話(三五四〇)一新西五六四〇七一三	電中央区日本橋室町四一六一三一〇九	電大田区池上四一七二四六一〇九	電新宿区大久保二一六二一九一八二	電目黒区平町二一三一〇一八二	電台話(三八七四)七三一由一七五	電世田谷区下馬三一九九一五四	電新宿区三六〇一四五二一
藤岡大造	藤井豊三	野村富雄	西野清	中地宏	長坂利正	外村初	出塚清治	田中佐門	高橋善一郎
電木更津市八文(京三)一五七一四一四	中央区銀座三一九一六銀座八代ル八	電話(三五四〇)三六一ト五八二二階	電町田市本町田三(四五〇)八八二六	電新宿区西新宿六一三七〇九一六〇	電練馬区中村北四一三二五一六四	電大田区東矢口三一三一五一六四	電話(三八六三)二四黑五二澤一六六	電世田谷区柳橋五十榮三九二九一四号七	電世田谷区七奥沢三五八五一一八
山田辰巳	柳澤義一	谷田部榮廣	安村長生	八鍬志郎	本島三郎	村田義男	向山清志	松木正輝	真下和男
電武藏野市境三南町三一五三一三	電中央区新富二一九一三一四八	電荒川区西日暮里一八七一八七	電八王子市六七新タ一ビル一七三〇七二〇七三〇	相模原市東林間三一九一〇七二	電高崎市高松町一六一〇二	電目黒区八雲八二一〇一九一八代九	電並木区松庵三一九一六一三一〇六二	電荒川区西日暮里五二七一四アルカサル三一五ルビジ一〇一四号	電東松山市箭弓町二一八七一三四
	第一税理士協議会役員一同	和田義博	和田新之助	渡辺俊之	若林恒雄	米山昭一郎	山本日出磨	山本秀夫	山本敏郎
	電墨田区六錦糸四〇一五〇一五三	電京区本郷三一九一五五五	電港区芝四一六三田六ミ六ル五	電板橋区高島平五一八一〇一四一六	電中央区新富一三一九一〇一四一六	電並木区東銀四二九一四四九一	電並木区本天沼二一七二一三二	電港區西新橋二五五〇一四三	



★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫

第一税協

発行所
第一税理士協議会

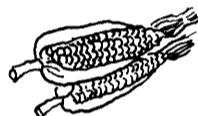
東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(3816)3346
発行人 下田友吉(1部100円)
編集人 松木正輝(年額1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次
一頁…第一税理士協議会
二頁…売上割戻し等と交際費等との区分
三頁…銘語録、れきしかわら版
四頁…署中見舞名刺広告

第一税理士協議会 第27回定期総会無事終了



(来賓挨拶をする神山敏夫日本公認会計士協会東京会副会長)



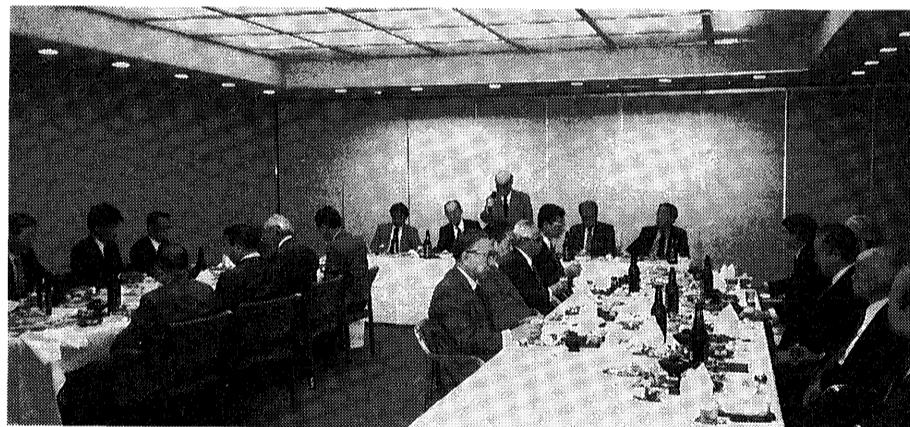
恒例の第一税協研修会!!

<税法実務研修会>

日時・場所等の詳細な点については後日お知らせいたします。

主催／第一税理士協議会

後援／国土工営株式会社

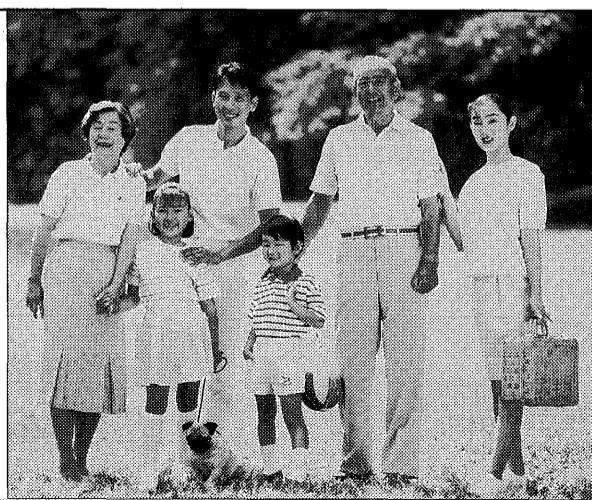


(乾杯の音頭を行う岡崎寿士第一税理士協議会名誉会長)

来賓多数出席され
和気藹々の懇親会
弓町クラブにて

親を深めていた。
楽しい一時も終わりに近づいていたので、若林恒雄理事よりの手締めでお開きとした。

- この関与先一家を守るのは顧問税理士のあなた。将来の相続・事業承継に備えて、今、なにをすべきだろうか。
- (トリニテーシステム)は、関与先、その顧問税理士、提携企業の国土工営株式会社の三者が基本契約を結び、相続税の円滑、かつ的確な納付を図ることを目的とするシステムです。
- (トリニテーシステム推進協議会)には、本システムを組合事業として導入している東京、東京地方、埼玉県、名古屋、京都、東海、大阪・奈良の七つの税理士協同組合および国土工営が加盟しています。
- 本協議会では、今後、新たに(企業オーナーのための生前対策)に取組むことにしています。
- 相続対策実務研修会を開催することができます。希望者はお申込みください。



トリニテーシステム推進協議会

【事務局】〒102 東京都千代田区九段北1-5-9 九段誠和ビル
電話: 03-3262-7324 フax: 03-3262-8669

【加盟税協】	【TEL】	【FAX】
東京税理士協同組合	03-3354-6141	03-3354-6446
東京地方税理士協同組合	045-243-0551	045-243-0550
埼玉県税理士協同組合	048-643-2521	048-645-8335
名古屋税理士協同組合	052-752-6111	052-752-5120
京都税理士協同組合	075-312-8455	075-314-4820
東海税理士協同組合	052-581-8956	052-581-2866
大阪・奈良税理士協同組合	06-941-6888	06-947-2800

【国土工営株式会社】	【TEL】	【FAX】
本社	03-3262-7131	03-3239-3149
横浜支店	045-641-2648	045-641-4474
静岡支店	054-253-8415	054-273-3071
沼津営業所	0559-63-2929	0559-63-7197
名古屋支店	052-221-5735	052-221-5739
京都営業所	075-212-7620	075-212-7623
大阪支店	06-361-2088	06-365-0388

このシステムはトリニテーシステム推進協議会に加盟している税理士協同組合の組合員である税理士さんにご利用いただいております。



五等瑞寶章



本島三郎氏

(政府は、4月29日、春の叙勲を発表した。当協議会から上記の2名の会員が受章されました。心よりおめでとうございます。)

取り扱われています。なお、家電製品であっても、得意先が電気製品の販売店であれば棚卸資産として販売することができますが、明らかな物品といいますので事業用資産となります。

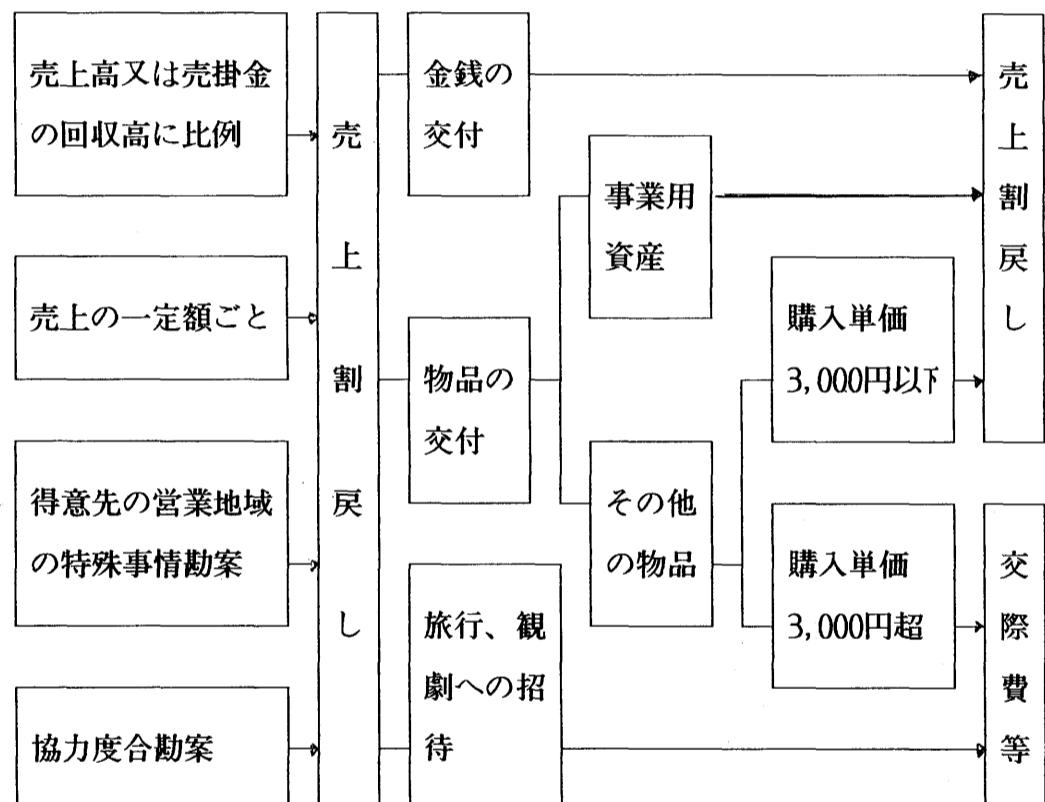
春の叙勲受章者

一、売上割戻し等と交際費等
売上割戻しとは「一定期間
内に多額又は多量の取引をし
た得意先に対する売上代金の
返戻額等」をいい、財務諸表
規則取扱要領第14-9(得意
先に対する一種の報奨金とし
ての性質を有する金銭の供与
ですが、このような売上割戻
しは、商取引として慣行化し
ており、単なる謝礼としての
贈答行為とはいえません。
そこで、法人がその得意先
である事業者に対し、売上高
若しくは売掛金の回収高に比
例して、又は売上高の一一定額
ごとに金銭で支出する売上割戻し
の費用及びこれらの基準
のほかに得意先の営業地域の
特殊事情、協力度合いなどを
勘案して金銭で支出する金銭
または事業用資産を交付
(事業用資産以外の資産に
いては、購入単価がおおむね
3,000円以下のもの)する
費用は、売上割戻しに該当
するものとして取り扱うこと
とされています(措置法通達
61の4(1)-3、61の4(1)
-4)。
しかし、上記と同じような
基準であっても、購入単価が

税務担当編集部においては、「売上割戻し等と交際費等と
厅法人税課企画専門官の森秀文氏にお願いして御執筆
是非、読者諸賢に一読されたく、」に記す」とした。

売上割戻し等と交際費等との区分

なお、これらのことを図示すると、次のようにになります。



ある事業者の役員又は使用人に支給又は交付するときは、それが金銭であっても、売上にスライドしていくも、取引の謝礼を意味するものとして交際費等とされます。

旅行、観劇等に招待した場合は、それが売上げにスライドしてなされたものであっても、相手方が一般消費者でない限りは交際費等とされま

二、旅行積立の場合
売上割戻しを一定額に達するまで預り金等として自社に

61の(4)(1)～(6)。

①預り金等として積み立てた場合は、その事業年度の損金の額に算入しない。
②預り金等を取り崩して旅行等を実施したときは、その実施をしたときに交際費等の支出があつたものとする。

③この場合に、たまたま旅費になります。

これは、不参加者に対する保証金の額に算入することが必

積み立てておき、一定額に達した時点でその積立金を取り崩して旅行等に招待するときは、次のように取り扱うこととされています（措置法通達とされています）。

すなわち、メーカー等が特約店等の得意先を旅行に招待した場合は、メーカー等は交際費等とされますが招待を受けた特約店等には課税関係は生じません。

しかし、旅行に参加しなかつたために払戻しをした場合には、メーカー等は交際費等、これを受け取った特約店等は

行に参加しなかつた者に対する
預り金を払い戻したこと
でも、その払戻金も交際費等とする。支払を受けた
払戻金は招待旅行に参加しなかつたことの代償として支払われるものであり、売上割合としとは性質を異にし、得意先

あなたの身边に感じてほしい…

- 野村不動産**
注文住宅の3%割引
- CAP自動車総合サービス**
車両紹介特別優待価格
整備工場紹介・工賃の20%割引
- 野村ホーム**
セコム・ホームセキュリティ
保証金不要
- セコム・ホームセキュリティ**
100の携帯電話
ハンディファインミニモ、特典有り
- エムオーツーリスト**
旅行価格の5%~3%割引
- 日石アソックカード**
ガソリンが特別団体契約価格
- 損害保険代理店**
火災保険・自動車保険・ゴルファー保険
介護費用保険・積立傷害保険他
- 公認会計士職業賠償責任保険**
- 公認会計士総合補償制度**
団体所得補償保険
団体入院費用補償保険
団体傷害補償保険

かわら版 史

(3)

狂い咲くり一ダリ

前回も触れたように、元禄バブルの崩壊で、人心が荒廃していた吉宗時代は現在の日本状況と酷似しており、官僚型将軍・吉宗は、ひたすら幕藩体制の安定強化を図って本業と緊縮財政をその基本姿勢とした。おおよそ具体的にいうと、法制(法令類の編纂)の整備、旗本・御家の財政救済、米価の安定、年貢収納強化、商業資本の統制などリストラ政策に取り組んだ。

ところが、この吉宗に真っ向から対抗し、積極的な商業文化の開放政策を展開し、京・大阪はおろか江戸をも上回る繁栄の花火を一時期華やかに打ち上げたのが尾張藩主・徳川宗春である。

確かに吉宗は、農業経済を行き詰り消費経済(貨幣経済)に取つて変わつとする変革の、大きさにいえば国家危機存じの時代に遭遇して歴史を乗り切つたりーダーであるが、それは旧体制の中で悪戦苦闘して幕府の傾きを辛うじて支えたものであった。した

そんな時代にまるで狂い咲きのように出現したのが徳川宗春であり、吉宗と比較すると、すべてにわたつて対照的だった。万事に地味で、その頃一般化していた一日三食の食事も二食しか摂らず、木綿しか着ない吉宗に比べ、宗春は飽食痛飲の放蕩三昧、また異常までの衣装道楽者でもあった。それが徳川御三家筆頭の尾張藩主だというのだ

思いがけず、オーナーの地位に坐つたという点では、八代將軍吉宗と尾張藩七代目藩代將軍吉宗と尾張藩主になつた年に次

運に恵まれた。吉宗については前回述べた通りだが、宗春は尾張藩主徳川綱誠の第二皇子に生まれ、分家の大久保家(養子となり、陸奥梁川で三万石を領する小大名であつた)とも吉宗同様である。

十四代目当主吉通と五代目の嗣子五郎太が相次いで怪死。お

陰で吉宗は將軍になれたわけだが、吉通の弟で六代目の継友も追つかけるように死去、

ほかに嗣子がなかつたため、享保十五年(一七三〇)十一月、三十五歳の宗春が六十二

万石の尾張七代目藩主に就任したのである。

彼が襄封した途端に、尾張藩江戸屋敷では藩主達の住む

長屋に遊芸音曲が湧き上り、

昼夜の別なく門の出入りが自由となつた。本社社長の吉宗

が質素儉約、武事振興、風俗取締り、法の整備、実学の奨励などを出し(享保の改

革)で成果を挙げているとい

うのに、子会社筆頭の尾張藩

のこの状態は本社にタテつい

ているよう見える。

そもそも尾張支社には本社

(幕府)に対する反感がくす

ぶつっていた。尾張藩は御三家

の筆頭なのに未だに將軍にな

れないという怨念があつた。

六代將軍宣が病死する時、

宗春が繼友より血が家康に

した。家継が在位三年で死ぬ

尾張の吉通を「死ぬ声もあつ

たが、新井白石が五歳になる

の吉宗が繼友より血が家康に

した。家継

暑中お見舞申し上げます

★一局複数会制の
早期実現をはかる
★税理士会の
正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号 113 公認会計士会館ビル
電話 (3816) 3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 松木正輝 (年版 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

- 一頁 …年頭所感
- 二頁
- 三頁 …歴史かわら版、銘語録
- 四頁 …年賀名刺広告



第一税協の若がえりを

第一税理士協議会
会長 下田 友吉

明けましておめでとう存じ
ます。今年こそ皆様にとって
良い年となりますようお祈り
申しあげます。

第一税理士協議会も二十八
回目の正月を迎えることにな
ります。二十八年前といいま
すと、監査法人制度も法律が
制定されたばかりで、監査対
象企業も上場会社二、五〇〇
社位だけで、学校も銀行もま
だ監査対象ではありませんで
した。そして大部分の公認会
計士は税理士業務を中心として
いた時代です。その頃に公認会
計士法の改正問題、税理士

法の改正問題、職域拡張問題、
会館問題等会計士業界も問題
の山積していた時代でした。
わが第一税協は公認会計士協
議会としてはやり慣い国会運動
とか議会運動の方面で、公認会
計士制度のために、大いに活躍
したものです。お陰で公

業監査問題、税理士法人問題、
税理士会側からの批判問題、
許可公認会計士制度に対する
税理士会側の批判問題、

監査法人の税務業務執行可否
の問題等予想される難問が沢

ました。しかしながら、昨今はバ
ブルの崩壊に伴い日本経済に一
大転換期に差しかかっています。
公認会計士監査についても社会的
有用性がもっと問われる時代に入
ったような気が生まれる時代に入
ります。公認会計士監査についても
商法改正に伴う中小企

業監査問題、税理士法人問題、
税理士会側の批判問題、
許可公認会計士制度に対する
税理士会側の批判問題、

監査法人の税務業務執行可否
の問題等予想される難問が沢
山あります。税理士会側と公
認会計士側の唯一の接点であ
る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公

認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ

ーは生きたいものです。
これからは公認会計士も税理
士も共に良くなるよう両者力
を併せて事を処するようにし
てください。

本年もよろしくお願い致
し

る第一税協もいつまでも安眠
を保つてすることはできなく
なります。税理士会側と公
認会計士の世界もこの三十年
間に長足の進歩を遂げて、
今日の隆盛を見ることができ
ました。

残念ながら第一税協のメン
バーは老境に入った会員ばかり
になりました。ジエネレ</p



新年のご挨拶

税理士桜友会
会長 小林 陽一

新年あけましておめでとうございます。

第一税理士協議会の諸先生におかれましては、輝かしい

平成八年の新春にあたり、益々健勝で迎春のことと心からお喜び申し上げます。

昨年は、年明け早々の阪神

大地震の発生は、先行きの一

年に不安を感じた方が多

かったと思いますが、更に地

下鉄サリン事件といい、経済

の不透明さ、政治の混迷とい

い、暗いニュースが多いあわ

たらしい一年であります。

猪年のせいにし、猪突猛進

の結果とすれば本年は如何で

しょうか。本年の干支は、丙

子(ひつえね)であります。

子(ね)は、十二支の始ま

りの干支であり、方向では、

北を示し且つ、時刻の始ま

りの零時もおおむね子の刻に

ます。

つまり、子(ね)は、物事

新年のご挨拶

近畿税務研究会
会長 枝田 圭児

新しい年が訪れてきました。
皆様方に幸あることを祈念

してやみません。

日本人の平均寿命七、八十

歳とか世界一の長寿国になり

ました。戦前、人生僅か五十五

年で終りましたが、「老いよ

去らば」でした。世界人口の

一部では、食に窮している袁

れな国民もいることも現状で

あります。

また、転じて新しい生命が

萌え出る事とも言われております。

つまり、子(ね)は、物事

第一税協「ニュース」へ 読者よりの原稿募集!!

会員の声、第一税協に対する要望等幅広く投稿をお待ちしております。
なお、詳細については、電話03(3816)3346番までご連絡下さい。

第一税協

税法実務研修会盛会!!

生を過ぐなければと思ひます。
よろしくお願ひ申し上げます。

本年も相変わらず、どうぞ

努めたいと思っております。

第一税協の諸先生のご指

導を頂ぎ友好団体としての絆

を益々深め、共に業界の良識

に集中されるコンピューターの発達、ネットワークの展開

は新時代の到来、新しい方向

解消すべき課題を徐々に明らかにしてまいりました。

このときあたり、職業会計人としての役割、目的を初

心をもって再確認したいと思つておりますが、昨年にもま

ったとおり、職業会員としての勢力の拡大に

明らかにしてまいりました。

一九九六年の年頭に当たり、所感の端を申し上げ諸先生

に集中されるコンピューターの発達、ネットワークの展開

は新時代の到来、新しい方向

解消すべき課題を徐々に明らかにしてまいりました。

このときあたり、職業会

計人としての役割、目的を初

心をもって再確認したいと思つておりますが、昨年にもま

ったとおり、職業会員としての勢力の拡大に

明らかにしてまいりました。

このときあたり、職業会

計人としての役割、目的を初

心をもって再確認したいと思つておりますが、昨年にもま

れき史 かわら版

(4) 史上空前の大事件、秀吉の朝鮮侵略

昨年日本の侵略に関連して、閣僚の不用意発言が飛び出しきる。件の人は大臣を棒に振った。かく言えばほかなるものと知らぬなら無智だし、無智でなければ意図的に大臣になったら大臣を棒に振ってでも言わせようとする背景があるのよ。前総務庁長官の言うように、「日本は韓国でいい」ともした「」のならヨーロッパもアメリカで一杯いいことをした」とことになる。本質は「ヨーロッパはアメリカの土地を奪うためにインディオを一掃するためにアフリカからニグロを一掃しようとした」(トニー・ダード・トバゴ首相ウイリヤムズ)のではなくかったか。コロンブスのアメリカ発見は、原住インディオにとっては、[△]発見[△]でも何でもない。

同様に、身元不詳のフリーターから信長のもとにリクルートし、天下人にまで成り上りもつとてランクされる日本極悪人の筆頭だらう。日本では伊藤博文や神功皇后よりも秀吉といふ男、朗かで人間味があり人心收攬の術にも長けていたし、かといって太閤檢地や刀斧は見られるようにならなかな面も多く持つており、それらを繕ひながら朝鮮出兵まで描かれて行くとす

豊臣秀吉が大きくてとてもはや
されるようになったのは明治
以後からである。徳川時代に
も『南庵太閤記』『絵入太閤記』
『真書太閤記』などベストセ
ラーとなつたりしたが、豊臣
氏を謀略を以て滅ぼした徳川
氏としては豊臣秀吉美化を喜
ばず、好色本の発禁にかゝつ
て発禁にしたりしている。
それが明治維新後、明治天皇
の勅命によつて秀吉は復權
し、庶民の英雄から、富國強
兵策に利用されへ國家の英
雄へ祀り上げられた。

当時、大航海時代の名残りもあって、他国を力で切り取ること=侵略に罪悪感を持ついなかつたであろうし、くれ好きの秀吉にとって、日本の中島から大陸へ目をつけた、とき領土が枯渉していたので、より広い領土を得るために半島では既に恩賞にくれてやるべある。また当时、荒淫の果ての秀吉は老人性痴呆に冒されており、まだボケの頭脳から動員令が発せられたともいわれる。或いは、名補佐役として史上有名な異父弟^の秀忠が死亡したので出兵反対の諫止役がいなかった。そのためまた秀長と氣脈を通じていた千利休を切腹させることも出来た。利休切腹の真因は利休も朝鮮出兵に反対だったことにによるともいわれている。しかし出兵の作戦計画が極めて杜撰だったといわれる。事実、日本軍は上陸の緒戦でこそ弱い李氏朝鮮に打撃を与えることが出来たものの、海上では世界最強の亀甲船を開発した李舜臣^の率いる朝鮮水軍に完敗しており(李舜臣は救国の英雄として今日京城や釜山上に銅像が建っている)、郭再祐^{高敬命}らの朝鮮義兵のゲリラ活動で、日本軍は次第に苦戦を強いられた。

文禄元年(一五九二)末、最前列にいた平壤の小西軍が南下してきた援軍の明に大敗北した。翌年正月、漢城(現京城)郊外の碧蹄館で、辛うじて明軍を撃退し、ここに日本軍と講和の気運が盛り上がりってきたのが文禄の役であつた。

朝鮮民衆の蜂起と呼応して日本軍の中から朝鮮軍に投じて

では何故に未曾有の大軍が渡鮮してしまったのか。この戦争については江戸時代の初めに既に堀正蔵が「秀吉は佳名を三国に躍したかつた。それに幼児鶴松を失い、途を探っている。

春秋の叙述

た家来を殺す。善意なればはないのだ。

朝鮮では大被害の禍根となり、抗争の伝統をもたらし、秀吉の侵略戦争は東アジア諸国に大きな影響を及ぼしたものである。

第一稅理士協議會 會員募集中!!

第一税理士協議会は、税理士会に入会している公認会計士の団結を強化し、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展のために、活動しております。

会員に対して、次のような情報を提供し、資質の向上を図っております。

- 時期に合わせた税実務的なテーマの研修会が受けられる。
 - 最近の税務上の諸問題に対する情報源である機関紙「第一税協」が受けられる。

皆様も是非、第一税理士協議会に入会してみませんか、
なお、詳細な点については、下記にお問い合わせ下さい。

☆会員の方にお願い

会員の方で、お知り合いに未加入の方がいらっしゃいましたら、どうぞ、ご勧誘下さいますようお願い致します。

第一 稅理士協議會

〒113 文京区本郷5-18-3 公認会計士会館内
TEL (3816) 3346

平成八年新年賀

小川敏市	岡崎寿士	太田昌一郎	遠藤忠宏	岩村謙一	伊藤秀雄	磯崎勝	飯沼清夫	新居睦雄	浅見孝
電台東区三八七三七二六一八代五	中野区本町四一九一五二五五代新一中〇代野	電大田区池上六〇一四一一代二	春日部市大沼五二二〇二	中野区中央二一三五二〇二	板橋区板橋二一三一八五〇代号四	電文京区小石川二一三一八五〇一五	足立区梅田二一五〇一一二	電練馬区羽沢二〇三一七〇九	中野区上高田四一四一三一六五
下田友吉	斎藤力夫	五味薰	小場篤	後藤千鶴子	倉田由次	久保豊子	木村久彌	兼山金刀園	加藤隆之
電台東区根岸一一〇一一下田一七五五	電新宿区日本橋三一八一四三三政吉一六代ル一	電話(三七七)四三三教文七ビル	中央区銀座四五七九一三五	電足立区梅島一九五一三五	渋谷区道玄坂二一〇一三〇三五〇	電中央区日本橋人形町一六一〇一三五	電練馬区上石神井一三二一三一四	電台東区西幾草一六六一三四	電台東区三八四三〇六六一三四
外村初	出塚清治	田中佐門	高橋善一郎	高橋榮吉	瀬藤弘	関口秀男	鈴木三男	諫佐市之丞	杉村明
電大田区東矢口三一五二五五代六四	千代田区神田和泉町一九二九〇四号七	電話(三八六)五〇九一五二九五二九〇四号七	電世田谷区奥沢三一五八五二八一	電渋谷区代々木三一四五七六一六代二	電新宿区内藤町一五七一四一七〇三七	電電話(三五四)七五六原(代ル)七	電大田区池上四一七二六一〇代二	電新宿区大久保二六一二一一代二	電目黒区平町二一一二〇二八二
安村長生	本島三郎	村田義男	向山清志	松木正輝	藤岡大造	藤井豊三	野村富雄	中地宏	長坂利正
電八王子市南三六センタービル二三〇七三〇一〇	電高崎市八雲二一〇一九一九二二〇一九	電目黒区高円寺南二一四四三一〇	電並木区高円寺南二一四四三一〇	電荒川区西日暮里五二七一四一四	電更津市文京二一五七四一四	電電話(三五四)三六銀座一八〇八	電荒川区西日暮里五二七一三一四	電港区赤坂一七二二一一代二	電練馬区中村北四一三二一三一四
和田新之助	渡辺俊之	若林恒雄	米山昭一朗	山本日出麿	山本秀夫	山本敏郎	山田辰巳	柳澤義一	谷田部榮廣
電文京区本郷三一九一九一九五代五	電港区芝四一六三六六K.M.六M.ビ六ル五	電板橋区高島平五〇一〇二一六	電板橋区高島平五〇一〇二一六	電千代田区鍛冶町一丸石二〇一九三階四	電港區西新橋二一五二〇一四三	電武藏野市境南町三一五三一三三	電中央区新富二二九二三一四八	電中央区新富二二九二三一四八	電荒川区西日暮里一四一七八
	第一税理士協議会 役員一同	田中弘子	笠井郁夫 大森雅典 野崎隆治 小宮山浅義 林田實穂喜 上杉豊喜 板倉孝典 大竹浩 佐藤寛 本多嘉憲 有賀勝将 勝勝	副会長 佐藤 寛 本多 嘉憲 会長代行 味岡 一義 会長 下田友吉 税理士21世紀の会 秋場邦雄 社団法人日本監査協会理事長 大阪市北区堂山町一六八四〇五七五	税理士桜友会 会長 小林陽二 税理士桜友会 会長 小林陽二 税理士桜友会 会長 小林陽二	近畿税務研究会 会長 小林陽二 税理士桜友会 会長 小林陽二 税理士桜友会 会長 小林陽二	和田義博 和田義博 和田義博 和田義博		



第一税協「ニュース」へ
読者よりの原稿募集!!

会員の声、第一税協に対する要望等幅広く投稿

をお待ちしております。

なお、詳細については、電話03(3816)3346番までご連絡下さい。

七月六日(土)午前九時四十分より午前十二時まで、中央大学駿河台記念館にて、国税庁課税部消費税課長補佐和氣光氏を講師に招いて「改正消費税法実務研修会」が開催された。

和氣講師作成のレジメは、「改正消費税及び地方消費税の概要」、「改正消費税法等の取り扱い」(通達)の概要、「消費税法基本通達等の制定について」、「消費税法基本通達の概要(主要なもの)」の構成によるもので、逐次、同講師より詳細に亘り説明がなされたが、消費税改正に対し、実務的な対応が極めて明確に理解できた非常に良い研修会であった。

当日の参加者は、三百名を超す大参加者であり、盛大会の研修会であったが、当日、止むを得ず欠席された方に對しては、和氣講師自身執筆された書籍があるので、一読さ

れることを望む上で第一税理士協議会としても推薦申し上げることとした。

一、「Q&A消費税法基本通達」(ぎょうせい)

(財) 大蔵財務協会

和氣講師より、各税務署で配布されているパンフレット

「消費税の改正と地方消費税のあらまこと別冊」「平成八

年度税制改正における消費税

改正の概要」特に別冊の四

頁の「第五種事業に該当する

事業を営む者の適用関係」に

ついては、熟読され実務の適

用を正確にする旨、研修会の

席上での要請があった。

なお、当日の研修会で参考

となる質問事項として、

①消費税の改正後、積上計

算(規則22条)を行う場合は

仮受消費税・仮払消費税とも

本体価額の5%を積上で行

実務研修会大盛会!!

改正消費税法

(2) 消費税の改正後も、消費税の日常の会計処理は従来と同じでよい。(3%→5%)

*税率改正の境目の会計処理は、経過措置との兼ね合いもあるので、留意する。

との質問が挙げられたことを報告する。

い、申告の際に積上した消費

税等の80%を消費税、20%

地方消費税とする。

報告する。

との質問が

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会名誉会長岡崎寿士氏揮毫



発行所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3
郵便番号113 公認会計士会館ビル
電話(3816)3346
発行人 下田友吉 (1部 100円)
編集人 松木正輝 (年極 1,000円)
会員の購読料は会費に含む

主要目次

- 一頁…第29回定時総会を終えて、税理士会で今おきていること
- 二頁…公益法人の諸問題、会長代行に若林恒雄氏!!



税理士会で今おきていること

若林恒雄



去る六月二十七日(金)に無事第29回定時総会を終えた。これができたことは、会員諸兄の変わらざる支援と日本公認会計士協議会東京会の力強い応援のお陰に寄るものであり、紙上を借りて衷心よりお申し上げます。

当第一税協の目的は、会則第二条にある如く「税理士の道義を高揚し、税理士会の正常化を図り、租税制度及び税理士制度の発展並びに税務行政の円滑なる運営に寄与すること」である。よって、本会は公認会計士のみで構成すると

あるが、実情は東京税理士会に入会している公認会計士に過ぎない。その様に理解されているのであるから、公認会計士で税理士会に登録している先生方総員が本会に加入して税理士会に対してもより理解が深まると考えている。その様に理解されなければならないと考へて、本年四月東京税理士会では、一大奮起を要するものと切歎詫していません。

私は去る6月24日をもって税理士会橋本部長を退任いたしました。5期10年の支部長在任中に経験したいいろいろなことを少しづつ書いて皆さんの参考に供するところになりました。意見やご批判をいただきたいと思って発表することにいたしました。

税理士会橋本部長の職務は、支部の業務が円滑に執行されて本部支部の会務が会員にとってよく理解できるように配慮するともに、支部活動が一層活性化するよう会員はもとより税理士会本部や所轄税務署はじめ関連団体との交流を通じて税理士の地位の向上を図ることにあります。私の支部長としての姿勢は、支部の組織化による会員がおり、その下に役員、その下に副支部長、役員が会員に対し自由に発言して意見を言い、提案していくことができるシステムをつくりました。そしてこの構造のもとに会員の頂点に会員があり、その下に役員が会員に対し自由に発言することになりました。そし

て一大奮起を要するものと切歎詫していません。日本税理士会連合会では、会長立候補者が一人立つて一般個人税理士には投票権はないが、連合会そのものは選挙のせいか会務運営に活気

ある。これは各税理士会の現役員で投票が行われるのではなくことを危惧します。

日本税理士会連合会では、5月にこの委員会から第二次選挙のせいか会務運営に活気

があります。しかし、互助制度は、昭和42年に会員有志によって発足した制度であり、その後、会員選挙があり、会長選が無かったので、副会長以下は専門家協議会の代弁者であると申します。

会員選挙が、会員有志によって発足したので、副会長以下は専門家協議会の代弁者であると申します。

会員選挙があり、会長選が無かったので、副会長以下は専門家協議会の代弁者であると申します。

(2)

(前頁より続く)
と、互助特別会計の剰余金は、3億一千円あります。収入は、1億6千万円、支出は1億円強、約5千万円の年度剰余金が生じています。毎年この程度の剰余金が生じている現実を見れば、この制度が近い将来破綻することなど全く考えられません。それに、この制度は会員の拠出金によって成立しているのですから万一本足金が生ずることがあっても会員は快く拠出するでしょう。平成7年に現行の規則に変わったとき、担当副会長は、「この制度はもう破綻しない、将来は運用利息で給付できるようにしたい。」と語っていましたのを思い出します。
もう一つの検討項目の支部長兼任理事制度の導入案については、支部長を理事にすること

とによって理事の総数が48名まで減少し、支部長会にかかる費用が削減でき、いま、2日間で支部長会と理事会が開催されているので、執行部が同じ資料を二つの会に説明するのには不合理であるとのがその理由です。また、協議機関としての支部長会は年2、3回支部に関する重要案件のあるときのみ開催するとしています。大方の支部では、支部長を経験したのち理事に就任するのを通例としています。理事の意見を聞いても、否定的意見が多かつたし、2日間の時間を節約するなら、理事会と支部長会同時開催が最良の方法でしょう。また、支部長会は全く職務が違います。職務が違う会務を遂行することは大変な激務です。本会議

では懇親会され支部では酷使されるのでは、支部長のなりてがいなくなるのではないかと想います。限界を超える忙しさに耐えることを強いることはできないはずです。自分のその激務の中におくことのない人たちの無責任さを感じます。また、理事が48名も減少すれば、会務執行ができなくなってしまいます。こういうことも考えたのでしょうか。答申書に書かれたことの1、2を挙げてもこれだけの問題点が指摘できます。

公益法人の諸問題

第一税理士協議会第29回定期総会は、六月二十七日(金)午後四時五十分より公認会計士会館第三会議室において杉村明副会長の司会による開催した。 (写真)

総会は、式次第の通り期中物故会員並びに当会と懇親會は、六月二十七日(金)午後四時五十分より公認会計士会館第三会議室において杉村明副会長の司会による開催した。 (写真)

会長代行に亘 第一税理士協議会第29回定期総会

会長代行に若林恒雄氏!!

税理士協議会
第29回定期総会終了

〔熟五等双光旭日章〕

す。
まか。

心より、おめでとうござります。
【勲五等双光旭日章】
上瀧洋三氏

(下田会長より、会長挨拶を述べる)

出席10名、委任状出席136名の計146名の出席となり会員総数の三分の一を超えたので、杉村副会長より「本総会は適法である」との宣言があり、本会則第9条により下田会長は議長席に着き議事の審議に入った。

議長は、議事録署名人に、杉村明、三輪三郎両会員を指名し、直ちに議事に入った。

本日の審議事項として、
第29期事業及び会務報告の件
第1号議案 第29期決算報告
告書承認の件
第2号議案 第30期事業計
画案承認の件
第3号議案 第30期収支予
算案承認の件

については、兼山金力団副会長より提案があり、かつ、小川敏市・小山健治・和田新

上げます

会役員一同